

吉野川市商業地域活性化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、商業地域の活性化とにぎわいの形成を図るため、空き店舗を活用して小売業等を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて定めるものとし、この告示に定めるもののほか必要な事項については、吉野川市補助金交付規則（平成16年吉野川市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。
- (2) 空き店舗 次に掲げる要件の全てに該当する施設で、市長が認めるものをいう。
 - ア 1月以上事業の用に供されていない商業地域内の店舗、事務所、倉庫等の施設であること。
 - イ 1階部分又は1階部分を含む複数の階を一体的に使用するものであること。
 - ウ 入口が公道に接していること。
- (3) 小売業等 小売業、飲食店業又はサービス業その他商業地域の集客やイメージアップに有効でまちづくりに寄与すると市長が認める業種又は事業をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、新たに空き店舗を活用して自ら小売業等を営む者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 同一の場所において2年以上継続して小売業等を営むことができる個人、法人又は団体であること。
- (2) 商業地域内での店舗移転でないこと。
- (3) 1日の営業時間が6時間以上で、そのうち午前9時から午後5時までの間の営業時間が2時間以上であり、かつ、週5日以上営業していること。
- (4) 市町村税を完納していること。
- (5) 空き店舗の所有者若しくはその親族又は所有者と密接な関係がある者でないこと。
- (6) 過去に、この告示に基づく補助金又は国、徳島県若しくは市が実施する他の助成制度による助成金等の交付を受けていないこと。
- (7) 出店に必要な資金の20パーセント以上の自己資金を有していること。
- (8) この告示に基づく補助金の交付申請前に、既に当該申請に係る空き店舗の使用又は改装工事を開始していないこと。
- (9) 出店に際し、関係法令等に基づく許認可又は資格が必要な場合において、当該許認可又は資格を現に有し、又は出店までに取得する見込みがあること。
- (10) フランチャイズ方式等による事業（商業地域の活性化に特に寄与するものと市長が認めるものを

除く。)でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、次のとおりとする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

事業の区分	補助対象経費	補助金の額
改装費	空き店舗の改装に要する経費(内装工事、外装工事、給排水設備工事、サイン工事及び電気工事に要する経費に限る。)	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、50万円を限度とする。
賃借料	空き店舗の賃貸借の期間の初日の属する月の翌月から起算して1年を経過した日の属する月までの期間の賃借料(礼金及び敷金を除く。)	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、月額3万円を限度とする。

- 2 改装費に係る補助金の交付は、一の補助対象者につき1回に限るものとする。
- 3 改装費に係る工事は、市内に主たる事業所を有する者が行うものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(事業の認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金の交付の対象となる事業に係る事業認定申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて市長に提出し、その認定を受けなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるものについては、その書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書
- (3) 空き店舗の位置図、平面図及び写真
- (4) 改装費の場合にあつては、図面、見積書並びに改装前の空き店舗の内装及び外装写真
- (5) 賃借料の場合にあつては、賃貸借契約を証する書類
- (6) 市町村税の納税証明書
- (7) 出店に必要となる許認可又は資格を証する書類の写し
- (8) 法人の決算報告書又は個人の所得税青色申告計算書若しくは収支内訳書
- (9) 法人の定款、規約、会則等
- (10) その他市長が必要と認める書類

(事業の認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、事業認定(不認定)通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定による申請は、前条の規定による認定を受けた後、速やかに行わなければならない。ただし、当該認定の対象となる期間が2年度にわたる場合における最終の年度に係る申請は、当該年度の4月10日までにしなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条の規定による報告は、改装費の場合にあっては改装工事完了後速やかに、賃借料の場合にあっては年度ごとに当該年度の翌年度の4月10日までにしなければならない。

2 規則第11条第4号に規定する市長が必要と認める書類は、補助対象経費に係る領収書又は支出を証明する書類の写し並びに改装後の店舗の内装及び外装の写真(改装費の場合に限る。)とする。

(交付の時期等)

第9条 空き店舗の賃借料に係る補助金は、四半期ごとにその交付を受けることができる。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、規則第13条に定める補助金等交付請求書に領収書その他の支出を証する書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(実施状況報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間に係る事業の実施状況について、実施状況報告書(様式第4号)により市長に報告しなければならない。この場合において、改装費及び賃借料の双方の補助金の交付を受けた者は、第1号に定める期間に係る実施状況を報告するものとする。

(1) 改装費 空き店舗の改装工事完了後に営業を開始した日から1年を経過するまでの期間及び当該1年を経過した後1年を経過するまでの期間

(2) 賃借料 空き店舗の賃貸借の期間の初日から1年を経過するまでの期間及び当該1年を経過した後1年を経過するまでの期間

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に空き店舗の改装に係る請負契約又は賃貸借契約を締結したものに係る補助金について適用する。